

# 信州パーキング・パーミット制度がスタートします (障がい者等用駐車場利用証制度)

## ◎信州パーキング・パーミット制度とは

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。



## ◎「利用証」の申請と交付

郵送で申請する場合は長野県庁地域福祉課へ、持参で申請する場合は飯田保健福祉事務所（飯田合同庁舎）へ、申請書・身障手帳等、返信用切手140円分を提出します。

提出後1～2週間後に郵送で「利用証」が送られます。

## ◎交付対象となる方

身体障害者手帳所有者、療育手帳所有者、精神障害者保健福祉手帳所有者、要介護認定者、妊産婦等です。いずれも等級により対象とならない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

制度に関してのお問い合わせや申請書の請求は、役場福祉課（いきいきらんど）までお願いします。

# ながの子育て家庭優待パスポートをご利用の皆様へ

平成28年4月1日より、現在18歳以下のお子さんがあるご家庭に配布している「ながの子育て家庭優待パスポート」が、県外でも利用できるようになりました。

全国共通展開に対応した新パスポートカードの提示により、長野県外でも優待サービスを受けることができます。

- 全国41道府県（長野県含む）で利用できます。
- フレンドリーメニュー（例：粉ミルクのお湯の提供、おむつ替えスペースの設置、ベビーカーでの入店可能など）を創設します。
- 全国共通展開にあわせ、妊婦さんのいる世帯も対象になります。

※県内および全国の協賛店舗やサービス内容は、「ながの子育て家庭優待パスポート事業協賛店舗検索サイト」、内閣府ホームページ「各自治体子育て支援パスポート事業リンク集」にてご確認ください。

※多子世帯応援プレミアムパスポートは県内の協賛店でのみ利用できます。

※対象世帯には既に新パスポートを送付済みです。

ご不明な点がございましたら、役場福祉課までお問い合わせください。



# 平成28年度 各種健診について

検診名	対象者	実施日
胸部レントゲン検診 (結核・肺がん検診)	40歳以上(肺がん検診) 65歳以上(肺がん+結核検診) 喀痰検査(40歳以上)	8月17・18・19・22日
基本健診・特定健診 (オプション検査で肝炎ウイルス 検査・前立腺がん検診があります)	30歳代(希望者) 40歳以上74歳以下(国保加入者) 75歳以上(希望者)	*7月と9月に実施します 7月27・28日 9月28・29日
胃がん検診 (バリウム検査)	30歳以上	6月21・22・23日
大腸がん検診 (便潜血検査)	30歳以上	
乳がん検診	マンモ	40歳以上74歳以下 陽豊地区 5月23・24・25・26日
	超音波	30代(全地区) 40歳以上74歳以下 睦沢地区 7月4・5・6・12日
子宮頸がん検診 (個別検診)	20歳以上	7・8・9・10・11・12月
人間ドック	40歳以上74歳以下 (国保加入者)	4月頃に組回覧で詳細を お知らせします
脳ドック	30歳以上74歳以下の希望者	5月頃に組回覧で詳細を お知らせします

生活習慣病やあらゆる病気を未然に防ぎ、健康を維持していくことが健診の目的です。これから1年間、健康で家族や友人と過ごせるか、仕事に集中できるかなどを確認する大切な機会です。みなさんの健康習慣に、各種の健診を加えてください。



いきいきらんど情報



# 高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時給付金)のお知らせ

賃金引き上げの恩恵が及びにくい、所得の少ない高齢者の方を支援するため、次の内容で給付金を支給します。

○対象者 平成二十七年臨時福祉給付金の対象者(※)であり、平成二十九年三月三十一日までに六十五歳以上になる方

※平成二十七年の住民税が課税されていない方で、住民税課税者の扶養親族等でない方

○支給額 一人あたり三万円

○申請期間 平成二十八年四月十五日から平成二十八年七月十四日まで

○申請方法 対象(見込)者には、三月中に申請書を送りしめておきますので、ご記入のうえ、申請期間内に郵送または窓口で申請してください。

対象者に当てはまる方で、申請書がお手元に届いていない場合には、役場福祉課までお問い合わせください。

このほか、平成二十八年度の給付金として、臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向けの給付金を実施します。申請開始時期は

九月を予定しております。詳細が決まり次第、随時お知らせいたします。ご不明な点がございましたら、役場福祉課までお問い合わせください。

☆高齢者向けの給付金を装った「振り込め詐欺」にご注意☆

給付金の申請・受給に当たっては、次のことにご注意ください！  
・村や厚生労働省が、支給対象者の方にATMの操作を依頼したり、手数料を徴収したりすることとは絶対にありません。

・厚生労働省が、支給対象者の方の世帯情報や口座番号などの個人情報を取り寄せることは絶対にありません。

・申請にあたって、メールやウェブサイトをjして手続きをお願いすることは絶対にありません。少しでも不審に思われる電話等がありましたら、役場または阿南警察署までご連絡ください。

